

審 第 2 1 9 4 号－1
答 申 第 6 3 0 号
令 和 7 年 8 月 5 日

千葉県企業局長 野 村 宗 作 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年9月22日付け企管総第1060号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第1167号

令和4年8月9日付けで審査請求人から提起された、令和4年8月3日付け企管総第
798号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県企業局長（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月3日付け企管総第798号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年7月19日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「千葉県企業局就業規則（昭和28年水道局企業管理規程第1号）第6条で準用する、千葉県職員服務規程（平成17年訓令第5号）第4条第1項に規定する、千葉県企業局管理部総務企画課総務班長に係る身分証明書 ※知事部局では、令和4年1月25日付け、審第2918号で「行政文書」としています。ただ、企業局長には独自の法令解釈権限があります。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求の対象文書として「千葉県企業局管理部総務企画課総務班長の身分証明書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示しない部分を、発行番号、写真、生年月日、発行日、所属名及び職名欄の記載内容、現住所欄の記載内容（以下、これらの情報をまとめて「本件不開示情報」という。）、開示しない理由を条例第8条第2号該当として、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年8月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

本件の通知書に記載された「開示しない理由」によると、「所属名及び職名欄」は個人に関する情報であるから、開示請求の対象である「所属名及び職名欄」は条例第8条第2号に該当するとのことである。

しかし、開示請求の対象となる職員の人事異動は、令和4年3月30日（水）発行に係る、千葉日報で公衆に公表されている。したがって、開示請求の対象となる「所属名及び職名欄」は、県発行の「情報公開事務の手引」に記載の「公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報」である。

よって、開示請求の対象である「所属名及び職名欄」は、条例第8条第2号ただし書きイ「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、非開示情報ではない。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、発行番号、写真、生年月日、発行日、所属名及び職名欄（以下、「当該欄」という。）の記載内容、現住所欄の記載内容は条例第8条第2号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書にある発行番号、写真、生年月日、発行日、当該欄の記載内容、現住所欄の記載内容は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

3 弁明の内容

請求人は、本件対象文書の「所属名及び職名欄」について、開示請求の対象となる職員の人事異動が令和4年3月30日発行の千葉日報により公表されているため、「情報公開事務の手引」に記載されている「公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報」であり、条例第8条第2号イに該当するため、不開示情報ではない旨主張する。

しかしながら、本件対象文書の当該欄に記載されている情報は、当該報道により公表

された情報以外にも、発令・変更年月日や当該報道以降又は以前の所属名及び職名についても記載されるものであり、「公にすることが慣行となって」いる情報とは言えないことは明らかであり、また、当該職員の職務経歴に係る情報であって、当該職員の職務遂行に係る情報というより、当該職員個人の私的な情報である。

一方、当該報道は、その時点における職員の氏名や配属等を明らかにしているものに過ぎない。これらを過去に遡って調べることにより職員の職務経歴の一部を知り得る可能性があるとしても、そのことをもって、個人に関する情報として保護される性格を有する職員の職務経歴を記載すべき当該欄を「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるということとはできない。このため、請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上より、本件対象文書の当該欄に記載されている情報が条例第8条第2号イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報ではないとした請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

本件対象文書は、千葉県企業局管理部総務企画課総務班長（以下「班長」という。）の身分証明書である。本件決定において実施機関は、条例第8条第2号に該当するとして、本件不開示情報を不開示としている。この決定の妥当性について、以下検討する。

（1）本件不開示情報の開示・不開示について

本件不開示情報は、氏名と一体のものとして班長の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。

よって、本件不開示情報は条例第8条第2号本文に該当するが、その開示・不開示の判断に当たっては、当該情報の条例第8条第2号イ及びハ該当性が問題となるため、以下検討する。

ア 条例第8条第2号イ該当性について

（ア）本件不開示情報の条例第8条第2号イ該当性について

身分証明書は、実施機関が定める「千葉県企業局就業規則」（昭和28年5月30日施行、以下「就業規則」という。）第6条で準用する「千葉県職員服務規程」（平成17年千葉県訓令第5号、以下「服務規程」という。）第4条の規定により

職員が携帯又は着用するものである。就業規則及び服務規程の中に身分証明書記載事項の公表に関する規定は存在しないため、本件不開示情報は、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

また、身分証明書は職員が服務上、携帯又は着用するものであり、必要に応じて対面者にその内容を提示することがあるとしても、広く一般に公開するものではないため、本件不開示情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも言えない。

よって、本件不開示情報は条例第8条第2号イに該当しない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件不開示情報のうち「所属名及び職名」欄の情報について、職員の人事異動は新聞で公表されていると主張する。しかし、当審査会が本件対象文書を見分したところ、同欄は職員の職務経歴を記載する欄となっており、そこに記載される情報は、単に前任と現職を報じる新聞の人事異動情報とは異なり、その積み重ねである職員の履歴に関する情報と認められるため、同情報は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

よって、審査請求人の主張は認められず、本件不開示情報は条例第8条第2号イに該当しない。

イ 条例第8条第2号ハ該当性について

職員の身分証明書は、就業規則及び服務規程によって職員が服務上、携帯又は着用を求められるものであって、身分証明書の携帯又は着用に関する情報は条例第8条第2号ハに規定する職務遂行に係る情報であると解されるところ、身分証明書の内容そのものは、職務遂行に関連する情報として開示の対象となり得るものである。もっとも、身分証明書の内容を開示することとなった場合に開示されることとなるのは、同号所定の当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分であって、顔写真及び生年月日等の本件不開示情報は条例上含まれていない。

したがって、本件不開示情報は条例第8条第2号ハには該当しない。

(2) 結論

以上のとおり、本件不開示情報は条例第8条第2号本文に該当し、同号イ及びハのいずれにも該当しないことから、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすもの

ではない。

3 結論

実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月28日	諮問書の受理
令和7年 3月25日	審議
令和7年 4月28日	審議
令和7年 5月28日	審議
令和7年 6月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安 藤 な つ き	弁護士	
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)